

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

救急病院の認定(一八六・医務薬事課)

都市計画の変更による送付図書の縦覧(一八七・都市計画課)

道路の供用開始(一八八・道路環境課)

争議行為の予告(一八九・一九〇・労働政策課)

秋田県卸売市場整備計画(一九一・流通経済課)

消費者物価統計調査の実施(一九二・統計課)

建築基準法による道路位置の指定(一九三・山本建設事務所)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(一九四・秋田建設事務所)

建築基準法による道路位置の指定(一九五・仙北建設事務所)

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)

土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(鹿角総合農林事務所)

市町村営土地改良事業の施行の同意(北秋田総合農林事務所)

土地改良区の役員住所の変更の届出(秋田総合農林事務所)

県営土地改良事業の換地処分(秋田総合農林事務所)

市町村営土地改良事業の施行の同意(仙北総合農林事務所)

告示

秋田県告示第百八十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告

示する。

平成十四年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	認定の有効期限
鹿角組合総合病院	鹿角市花輪字八正寺十三番地	平成十七年一月三十一日
秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱三十番地	平成十七年一月三十一日
大館市立総合病院	大館市豊町三番一号	平成十七年一月三十一日
比内町立扇田病院	北秋田郡比内町扇田字本道端七番地の一	平成十七年一月三十一日
公立米内沢総合病院	北秋田郡森吉町米内沢字林の腰三番地	平成十七年一月三十一日
北秋中央病院	北秋田郡鷹巣町花園町十番五号	平成十七年一月三十一日
山本組合総合病院	能代市落合字上前田地内	平成十七年一月三十一日
能代山本医師会病院	能代市松山字新田沢百五番地の十一	平成十七年一月三十一日
湖東総合病院	南秋田郡八郎潟町川崎字貝保三十七番地	平成十七年一月三十一日
男鹿みなと市民病院	男鹿市船川港船川字海岸通り一号八の六	平成十七年一月三十一日
秋田大学医学部附属病院	秋田市本道一丁目一番一号	平成十七年一月三十一日

公立横手病院	横手市根岸町五番三十一号	平成十七年一月三十一日
田沢湖町立田沢湖病院	仙北郡田沢湖町生保内字水尻五十三番地の一	平成十七年一月三十一日
大曲中通病院	大曲市上栄町四番三号	平成十七年一月三十一日
仙北組合総合病院	大曲市通町一番三十号	平成十七年一月三十一日
公立角館総合病院	仙北郡角館町岩瀬字上野十八番地	平成十七年一月三十一日
佐藤病院	本荘市出戸町字小人町百十七番地の三	平成十七年一月三十一日
秋田県成人病医療センター	秋田市千秋久保田町六番十七号	平成十七年一月三十一日
小泉病院	秋田市中通四丁目一番五十号	平成十七年一月三十一日
五十嵐病院	秋田市土崎港中央四丁目六番四十一号	平成十七年一月三十一日
中通総合病院	秋田市南通みその町三番十五号	平成十七年一月三十一日
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢二百二十二番地一	平成十七年一月三十一日
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町四番三十号	平成十七年一月三十一日
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町六番十号	平成十七年一月三十一日

平鹿総合病院	横手市駅前町一番三十号	平成十七年一月三十一日
町立大森病院	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百五	平成十七年一月三十一日
雄勝中央病院	湯沢市表町三丁目三番十五号	平成十七年一月三十一日

秋田県告示第百八十七号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、大曲市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十四年三月二十二日

一 縦覧に供すべき図書
 秋田県知事 寺 田 典 城

二 縦覧場所
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百八十八号
 建設交通部都市計画課

秋田県告示第百八十八号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十四年三月二十二日

一 供用開始の区間
 秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	高屋敷茶屋下線	山本郡二ツ井町田代字水沢一七番一地先から字日蔭一七四番四地先まで

二 供用開始の期日 平成十四年三月二十五日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年三月二十二日から同年四月四日まで

秋田県告示第百八十九号

平成十四年三月十二日鷹巣病院労働組合執行委員長松坂金浩から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の第四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十四年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 事件

- (一) 賃金の改善に関する事。
- (二) 職員増員に関する事。
- (三) 夜勤制限協定の締結に関する事。
- (四) 労働条件の改善に関する事。

二 日時

平成十四年三月二十五日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

北秋田郡鷹巣町綴子字釜堤脇十二番地

鷹巣病院

四 概要

救急外来患者及び入院患者のための保安要員を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第百九十号

平成十四年三月十五日秋田赤十字病院労働組合執行委員長大海久善から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の第四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十四年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 事件

- (一) 増員及び労働条件改善に関する事。
- (二) 賃金及び手当に関する事。
- (三) 福利厚生に関する事。
- (四) その他

二 日時

平成十四年三月二十五日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

秋田市上北手猿田字苗代沢二百二十二番一号

秋田赤十字病院

四 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第百九十一号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第一項の規定により、秋田県卸売市場整備計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおりその内容を公表する。

平成十四年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

第一 目標年度

平成十年度を基準年度とし、平成二十二年度を目標年度とする。

第二 品目別流通圏の設定

一 青果物及び水産物の流通圏として全県を次の三流通圏に区分する。

(一) 北鹿流通圏

大館市を中心とした二市九町一村で、総人口十五万七千人

(二) 中央流通圏

秋田市、能代市及び本荘市を中心とした四市三十町三村で、総人口六十五万

二千人

(三) 雄平仙流通圏

大曲市、横手市及び湯沢市を中心とした三市二十町七村で、総人口三十一万

二千人

二 食肉の流通圏として全県を次の二流通圏に区分する。

(一) 北鹿流通圏

大館市及び能代市を中心とした三市十三町二村で、総人口二十四万六千人

(二) 中央・雄平仙流通圏

北鹿流通圏を除く六市四十一町八村で、総人口八十七万五千人

三 花きの流通圏として全県を一流通圏とする。

第三 卸売市場配置計画

一 卸売市場の配置及び整備については、卸売市場が生鮮食品等の流通の中核を担う社会的システムとして今後とも機能していくため、次の事項に留意して適正化を図る。

流通圏名	配置位置	既存市場名	整備計画		区分	取扱品目	整備年度	卸売市場整備地区指定有無
			整備	計画				
北鹿	大館市	① 大館市公設総合地方卸売市場 ② 畠山青果地方卸売市場	①及び②を整備統合することとし、当面存置する。	公	青果物 水産物	22	無	
	鹿角市	③ 花輪地方卸売市場	存置する。	民	水産物		無	
中央	能代市	④ 能代青果地方卸売市場 ⑤ 能代水産物地方卸売市場	当面存置する。 当面存置する。	民 民	青果物 水産物		無 無	
	秋田市	⑥ 秋田市中央卸売市場	施設の充実を図る。	中	青果物 水産物 花き		無	
	本荘市	⑦ 本荘総合地方卸売市場	水産物について統合し、存置する。	拠点	青果物 水産物	13 17	無	
雄平仙	大曲市	⑧ 大曲仙北地方卸売市場 ⑨ 大曲水産物地方卸売市場 ⑩ 協栄青果市場	⑧から⑩までを整備統合することとし、当面存置する。	民	青果物 水産物 食肉	22	無	

(一) 青果物及び水産物消費地市場

(1) 中央卸売市場については、本県の生鮮食料品等流通の中核となっており、今後も県都と地方を通ずる流通が効率的に機能するよう配慮すること。

(2) 地方卸売市場については、次の事項に配慮すること。

ア 県内の主要都市に総合市場又は総合市場と同様な機能を有する青果物及び水産物市場を配置し、整備統合等による大型化を図ること。

イ 各流通圏内の市場が、当該流通圏内の生鮮食料品等の需要に対し、供給拠点としての機能を担い得るよう配慮すること。

ウ 県内生産物の集荷拠点となるよう生産出荷団体と協調し、集出荷施設、貯蔵施設、低温売場施設等を積極的に整備した市場とすること。

エ 卸売業者の健全経営が確保されるよう開設者として市場運営の管理能力の向上を図り、県内生鮮食料品等の動向が適正に把握できるよう配慮する

こと。

(二) 水産物産地市場

常設市場としての機能が低下しているもの及び合理化が遅れているものについて、統合整備等による機能強化を図るよう配慮すること。

(三) 食肉市場

機能強化に配慮すること。

(四) 花き市場

花き流通の基幹的役割を担っている中央卸売市場につき、今後とも機能が充
分発揮されるよう配慮すること。

二 卸売市場の配置計画は、次のとおりとし、その適正配置を図る。

(一) 配置計画表(青果物・水産物消費地・食肉及び花き市場)

流通圏名	配置位置	既 存 市 場 名	整 備 計 画		方 区 分	取 扱 品 目	針 整 備 年 度	卸 売 市 場 整 備 地 区 指 定 有 無
			整 備 計 画	備 考				
中央	八森町	②② 秋田県北部漁協岩館漁港荷捌所 ②③ 八森港地方卸売市場 ②④ 秋田県北部漁協能代港荷捌所	②②から②④までを整備統合する。		民	水産物	13 ┌ 17	無
	秋田市	②⑤ 秋田港地方卸売市場	当面存置する。		民	水産物		無
	男鹿市	②⑥ 船川港地方卸売市場 ②⑦ 船川港漁協樺地方卸売市場 ②⑧ 男鹿市漁協地方卸売市場 ②⑨ 天王町漁協天王漁港荷捌所	②⑥から②⑨までを整備統合する。		民	水産物	13 ┌ 17	無
金浦町		③⑩ 秋田県南部漁協金浦地方卸売市場	③⑩から③⑫までを整備統合する。		民	水産物	13 ┌ 17	無

(二) 配置計画表(水産物産地市場)

(注)この表において、「中」とは中央卸売市場を、「公」とは公設地方卸売市場を、「拠点」とは地域拠点モデル民営地方卸売市場を、「民」とはその他の民営地方卸売市場をいう。(二)の表において同じ。

湯沢市	②⑩ 秋田県南青果地方卸売市場湯沢分場 ②⑪ 湯沢水産地方卸売市場	②⑩及び②⑪を整備統合することとし、当面存置する。 ②⑰又は②⑱に統合する。	民	青果物 水産物	18 ┌ 22	無	
横手市	①⑤ 秋田県南青果地方卸売市場 ①⑥ 羽後青果 ①⑦ 横手水産物地方卸売市場 ①⑧ 横手中水地方卸売市場 ①⑨ 大島水産卸売市場	①⑤及び①⑥を整備統合することとし、当面存置する。 当面存置する。 ①⑰又は①⑱に統合する。	民	青果物 水産物	22 ┌ 22	無	
角館町	①③ 角館地方卸売市場 ①④ 南部水産	①③及び①④を整備統合することとし、当面存置する。	民	水産物	18 ┌ 22	無	
							①⑪ 富木海産物店 ①⑫ 六郷地方卸売市場

③1 秋田県南部漁協平沢漁港荷捌所
③2 秋田県南部漁協象潟荷捌所

(注) 象潟については、イワガキ、アワビを対象とした特定魚種流通型市場として位置付ける。

第四 近代的な卸売市場の立地及び施設の種類等について

一 立地に関する事項

人口の動向、輸送条件の変化、地域の生活経済圏等に対応して交通事情の良好な場所を選定するとともに、売買参加者の搬出入の便宜等について十分配慮し、特に次の事項に留意すること。

(一) 周辺の土地利用との調整を考慮し、道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保されていること。

(二) 生鮮食品等の衛生上適切な環境にある地域であること。

二 施設の種類のに関する事項

商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食品の品質・安全性及び環境に対する社会的関心の増大等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用及び維持管理の適正化に十分配慮すること。

三 施設の配置及び運営に関する事項

取扱量の見通しと輸送条件の変化に応じ、搬入、搬出及び仕入れが効率的に行われるよう配慮すること。

四 施設の構造に関する事項

取引方法の変化、情報化の進展、多温度帯流通の進展等の物流技術の進歩、施設の維持管理の改善、効率的な投資の実現等に配慮すること。

第五 卸売市場における取引等の合理化について

一 取引に関する事項

取引の透明性の確保、流通経費の軽減、取引の活性化等に配慮し、特に次の事項に留意すること。

(一) 卸売市場における売買取引は、公正で流通効率の高い取引方法により行うとともに、取引結果の公開を図ること。

(二) 多様な方式の導入等によりせり方式の改善を図ること。

(三) 卸売市場における原産地表示の徹底等により、公正な取引を推進すること。

二 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクスの展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意すること。

(一) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管に努めること。

(二) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

第六 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

一 情報化の推進に関する事項

取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入により迅速かつ的確な取引を推進するとともに、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び経営の合理化を図るため、情報化を推進すること。

二 衛生管理及び環境問題への取組に関する事項

食品の安全性を確保し、及び環境問題の深刻化に対応するため、有害物質に関する検査体制の確立、じんあい処理施設及び汚水処理施設の整備並びに包装廃棄物の発生抑制に努めるとともに、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに努めること。

三 災害時における市場機能の確保に関する事項

災害時等の緊急の事態に際し卸売市場の果たす機能の重要性にかんがみ、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害時等において適切な対応が確保されるよう努めること。

四 卸売業者の経営の近代化に関する事項

卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、卸売業者の経営規模の拡大及び経営体質の強化を図るものとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

また、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受けによる統合大型化、市場を超えた卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化を図ること。

この場合、従業員一人当たりの取扱高が、目標年度において次に示す水準を超えるよう努めること。

市場別	中央卸売市場	地方卸売市場
-----	--------	--------

卸売業者別		(水産物産地市場を除く。)
青果物卸売業者	二億円	八千万円
水産物卸売業者	二億九千万円	一億五千万円
花き卸売業者	一億三千万円	八千万円

(注)この表に示す水準は、平成十年の価格水準で示したものである。

秋田県告示第百九十二号

秋田県消費者物価統計調査を次のとおり実施するので、秋田県統計調査条例(昭和二十五年秋田県条例第七号)第一条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十四年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 調査の目的

県民の消費生活上主要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービス料金を基に、物価指数その他物価に関する資料を作成し、消費生活に関する経済施策の基礎資料とすることを目的とする。

二 調査事項

別表に掲げる品目について一定の銘柄の小売価格又は料金を調査する。

三 調査の範囲

- (一) 調査市
能代市、大館市、本荘市、湯沢市、大曲市及び鹿角市
- (二) 調査対象者
調査市に店舗、営業所、事業所等を有する物品小売業者、サービス業者その他の者で、調査品目の小売価格又は料金を調査することが適当であると認められるもののうちから、知事が選定するもの。

四 調査の期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

五 調査の方法

主として秋田県消費者物価統計調査員の聞き取りにより行つ。

別表

食料	品目分類	品 目
うるち米	品 目	もち米
もち米		食パン
あんパン		ゆでうどん
乾めん		ス

- バゲティ 即席めん 生中華めん 小麦粉 もち まぐろ あじ
 いわし かつお かいり さけ さば さんま たい ぶり い
 か たこ えび あさり かき(貝) ほたて貝 塩さけ たら
 こ しらす干し 干しあじ 丸干しいわし 煮干し ししゃも
 揚げかまぼこ ちくわ かまぼこ かつお節 魚介漬物 魚介つ
 くだ煮 魚介缶詰 塩辛 牛肉 豚肉 鶏肉 レバー ハム ソ
 ーセージ ベーコン 牛乳 粉ミルク ヨーグルト パター チ
 ーズ 鶏卵 キャベツ ほつれんそう はくさい ねぎ レタス
 ブロッコリー もやし アスパラガス かんしょ ばれいしょ
 さといも だいこん にんじん ごぼう たまねぎ れんこん
 ながいも えだまめ さやいんげん かぼちゃ きゅうり なす
 トマト ピーマン 生しいたけ えのきだけ しめじ あずき
 干しいたけ のり わかめ こんぶ 豆腐 油揚げ 納豆 こ
 んにやく 梅干し だいこん漬 はくさい漬 福神漬 キムチ
 こんぶつくだ煮 スイートコーン缶詰 りんご みかん グレー
 ブフルーツ オレンジ レモン いよかん なし ぶどう かき
 (果物) もも すいか メロン いちご バナナ キウイフル
 ーツ さくらんぼ みかん缶詰 もも缶詰 食用油 マーガリン
 食塩 しょう油 みそ 砂糖 酢 ソース ケチャップ マヨネ
 ーズ ジャム カレールウ 乾燥スープ 風味調味料 ふりかけ
 液体調味料 ようかん まんじゅう だいふく餅 カステラ ケ
 ーキゼリー プリン シュークリーム せんべい ビスケット
 ポテトチップス キャンデー チョコレート アイスクリュー
 落花生 チョーインガム 弁当 おにぎり 調理パン 冷凍調理
 ピラフ うなぎかば焼き サラダ コロッケ カツレツ からあ
 げ ぎょうざ 冷凍調理コロッケ 調理カレー 混ぜごはんのも
 と 煮豆 緑茶 紅茶 茶飲料 インスタントコーヒー コーヒ
 ー豆 コーヒー飲料 果実ジュース 果汁入り飲料 野菜ジュ
 ース 炭酸飲料 乳酸菌飲料 スポーツドリンク ミネラルウォーター
 ター 清酒 焼酎 中華そば スパゲティ(外食) にぎりずし
 うどん(外食) 中華そば スパゲティ(外食) にぎりずし
 のり巻き 親子どんぶり 天どん カレーライス 牛どん ぎよ
 うざ(外食) ハンバーグ えびフライ お子様ランチ ハンバ
 ーガー サンドイッチ ピザパイ コーヒー(外食) ビール
 (外食) 学校給食

<p>保健医療 感冒薬 解熱鎮痛剤 胃腸薬 ビタミン剤 ドリンク剤 皮膚病薬 はり薬 目薬 口中剤 漢方薬 紙おむつ 生理用紙綿 浴</p>	<p>被服及び履物 婦人着物 婦人帯 背広服 男子上着 男子スボン 男子コート 男子学生服 婦人スーツ ワンピース スカート 婦人スラックス 婦人コート 婦人ブレザー 女子学校制服 男児スボン 女児スカート 乳児服 ワイシャツ スポーツシャツ 男子セーター ブラウス 婦人Tシャツ 婦人セーター 子供Tシャツ 子供セーター 男子シャツ 男子ブリーフ 男子ズボン下 男子パジャマ ブラジャー 婦人ショーツ スリッパ 子供シャツ 男子靴 婦人靴 子供靴 運動靴 サンダル 草履 婦人服地 背広服地 毛糸 帽子 ネクタイ マフラー 男子靴下 婦人ストッキング 婦人ソックス ベルト 子供タイツ 仕立代 洗濯代 履物修理代 被服賃借料</p>	<p>家具・家事用品 電子レンジ 電気炊飯器 電気ポット ガステーブル ガス湯沸器 電気冷蔵庫 電気掃除機 電気洗濯機 ミシン 電気アイロン ルームエアコン 温風ヒーター 電気こたつ 電気カーベット 整理だんす 洋服だんす 座卓 食堂セット 食器戸棚 時計 照明器具 カーペット 上敷ござ カーテン ベッド 布団 毛布 敷布 布団カバー 飯茶わん 皿 コーヒーわん皿 ガラスコップ ワイングラス 台所用密閉容器 なべ やかん たわし レンジ台 蛍光ランプ タオル ビニールホース 浄水器 ティッシュペーパー トイレットペーパー 台所用洗剤 洗濯用洗剤 ラップ 殺虫剤 防虫剤 柔軟仕上げ剤 芳香剤 家事代行料 し尿処理手数料 粗大ゴミ処理手数料 モップレンタル料</p>	<p>光熱・水道 電気代 都市ガス代 プロパンガス 灯油 水道料 下水道料</p>	<p>住居 家賃 浴槽 温水洗浄便座 給湯機 板材 塗料 畳表取替費 水道工事費 左官手間代 塀工事費 植木職手間代 板ガラス取替費 ふすま張替費 大工手間代 ルームエアコン取付料 火災保険料</p>
--	---	---	---	--

<p>諸雑費 入浴料 理髪料 パーマネント代 ヘアカット代 ヘアカラー リング代 電気かみそり 歯ブラシ 化粧石けん シャンプー</p>	<p>教育 PTA会費 私立中学校授業料 高等学校授業料 大学授業料 短期大学授業料 幼稚園保育料 教科書 学習参考教材 補習教育 育 テレビ ステレオセット 携帯オーディオ機器(ミニディスクプレーヤー) ビデオテープレコーダー パソコン ワープロカメラ ビデオカメラ ピアノ 電子オルガン 学習机 テレビ修理代 ボールペン 鉛筆 マーキングペン ノートブック アルバム OA用紙 セロハン粘着テープ 筆入れ ゴルフクラブ サッカーボール グローブ テニスラケット 釣ざお トレーニングパンツ 水着 テレビゲーム 人形 がん具自動車 組立がん具 切り花 フィルム コンパクトディスク オーディオ記録媒体(ミニディスク) ビデオテープ ペットフード 植木鉢 園芸用土 乾電池 新聞代 少年誌 趣味教養誌 生活情報誌 パソコン誌 女性誌 週刊誌 辞書 単行本 宿泊料 外国パックス旅行 月謝 自動車教習料 放送受信料 映画観覧料 サッカーク観覧料 プロ野球観覧料 ゴルフ練習料金 ゴルフプレー料金 テニスコート使用料 ボウリングゲーム代 プール使用料 美術館入館料 遊園地入園料 マーじゃん遊技料 競馬場入場料 カラオケルーム使用料 現像焼付代 ビデオソフトレンタル料 獣医代</p>	<p>教育 PTA会費 私立中学校授業料 高等学校授業料 大学授業料 短期大学授業料 幼稚園保育料 教科書 学習参考教材 補習教育</p>	<p>交通・通信 鉄道運賃 バス代 タクシー代 航空運賃 有料道路料金 軽乗用車 小型乗用車 普通乗用車 自転車 ガソリン 自動車タイヤ 自動車ワックス 自動車整備費 自動車オイル交換料 車庫借料 駐車料金 自動車免許手数料 レンタカー料金 自動車保険料 郵便料 固定電話通信料 移動電話通信料 運送料 通信機器</p>	<p>用剤 コンタクトレンズ用剤 眼鏡 コンタクトレンズ ヘルスメーター 体温計 血圧計 診療代 出産入院料 マッサージ料金 人間ドック受診料</p>
--	--	---	--	---

<p>ヘアリンス 歯磨き 整髪料 ヘアトニック 化粧クリーム 化粧水 乳液 ファンデーション 口紅 ヘアカラー ハンドパ ック 通学用かばん 旅行用かばん 指輪 腕時計 腕時計修理 代 男子洋傘 ハンカチーフ たばこ 保育所保育料 印鑑証明 手数料 戸籍抄本手数料 パスポート取得料 通所介護料 振込 手数料</p>
--

<p>秋田県告示第九十三号 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道 路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第 四十号)第十条の規定に基づき、公告する。 平成十四年三月二十二日 秋田県知事 寺 田 典 城</p>
--

<p>申請者の住所及び氏名 能代市末広町一番三号 有限会社 平商事 代表取締役 小 山 昭</p>	<p>道路の位置の指定箇所 能代市字昇平袋三十七番七及び三十七番 八</p>	<p>道路の延長 三十五・〇〇メートル</p>	<p>道路の幅員 六・〇〇メートル</p>	<p>指定年月日 平成十四年三月十二日</p>
---	--	-----------------------------	---------------------------	-----------------------------

秋田県告示第九十四号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画
事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条
第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十四年三月二十二日

一 施行者の名称 天王町
二 都市計画事業の種類及び名称
秋田都市計画下水道事業 天王町公共下水道
三 事業施行期間
昭和五十四年二月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
四 事業地
(一) 収用の部分
昭和五十四年秋田県告示第三百二十九号、昭和五十八年秋田県告示第六百七十四

号、平成三年秋田県告示第二百三十三号、平成六年秋田県告示第七百四十八号、
平成八年秋田県告示第七百六号及び平成十年秋田県告示第七百三十八号の事業地
のうち南秋田郡天王町字上江川、字細谷長根及び字大長根を追加し、南秋田郡天
王町天王字蒲沼、字棒沼台、字西長根、字北野、字上北野及び追分西地内におい
て事業地を変更する。
(二) 使用の部分
変更なし

秋田県告示第九十五号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道
路位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第
四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
平成十四年三月二十二日
秋田県知事 寺 田 典 城

<p>申請者の住所及び氏名</p>	<p>道路の位置の指定箇所</p>	<p>道路の延長</p>	<p>道路の幅員</p>	<p>指定年月日</p>
-------------------	-------------------	--------------	--------------	--------------

大曲市川目字町東九十一番地三 株式会社 建匠 代表取締役 又井忠美	大曲市二丁目七百十九番一	五十二・〇〇メートル	六・〇〇メートル	平成十三年九月二十日
---	--------------	------------	----------	------------

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する

平成十四年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十四年三月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
あきたパートナーシップ
- 三 代表者の氏名
丸野内 胡桃
- 四 主たる事務所の所在地
秋田市旭川南町二番五十七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、秋田県内に居住する市民に対して、まちづくりに関する研究・調査・啓発事業等を行い、合わせて行政やさまざまな機関に対して活動に基づく提案等を行い、もって市民と行政との協働のまちづくりを通じて市民参画社会の構築に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、鹿角市八幡平土地改良区から申請があった新たな土地改良事業（長牛地区基盤整備促進事業（かんがい排水））の施行について、平成十四年三月十三日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、田代町から協議があった土地改良事業（下館務沢地区基盤整備促進事業）の施行について、平成十四年三月十五日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八郎潟西部土地改良区連合から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 変更前の理事の住所及び氏名
男鹿市脇本富永字飯ノ森百五 柏木幸吉
- 二 変更後の理事の住所及び氏名
男鹿市脇本富永字飯ノ森三十八番地一 柏木幸吉

平成十四年三月十四日県営土地改良事業（豊岩地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

平成十四年三月十五日県営土地改良事業（一ト鶴地区ほ場整備事業（担い手育成型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、仙南村から協議があつた土地改良事業（天神堂地区基盤整備促進事業（農道整備））の施行について、平成十四年三月十五日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄